

令和8年度「北方領土を目で見る運動」修学旅行誘致事業について

北方領土隣接地域根室管内市町連絡協議会（根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町）では、（独）北方領土問題対策協会から委託を受け、北方領土学習プログラムを取り入れた修学旅行等の経費を補助しています。

令和8年度の補助概要、補助申請等の事務手続きは下記のとおりですので、各自治体へ問合せを行う際は本資料をご覧くださいの上、お問合せいただきますようお願いいたします。

1. 補助概要

別紙（補助概要）のとおり。

※補助概要は令和8年度版ですが、令和8年度以降は変更の可能性もあります。

2. 補助申請等の事務手続き

(1) 予定調書（申請）の提出

・予定調書の提出は北方領土隣接地域の主たる自治体（商工観光課等）が行いますが、補助の予定額を算定するための下記の書類を自治体担当者へ提出して下さい。

※各自治体担当者の負担軽減を図るため、見積書の取りまとめは旅行代理店が行います。

— 提出書類 —

① 日程表（修学旅行全体の行程表）

② 見積書（補助申請を行う予定の経費）

※バス借上料、航空賃、洋上視察代、宿泊料、体験学習料、講話料（1回につき5,000円）

※見積書の宛先は北方領土隣接地域根室管内市町連絡協議会

— 提出期限 —

事業実施の2週間前

※提出が遅れた場合は補助を受けることが出来なくなる可能性があります。



(2) 事業実施

①隣接地域内での各プログラム実施にあたり、手配等の連絡調整は各自治体によって、対応が異なりますので、各自治体担当者にご確認願います。

②参加者及び学校(引率教諭)に対し、事業の評価等を内容とするアンケート調査を実施いたしますので、アンケート用紙を各自治体担当者へ提出して下さい。

※アンケート用紙は各自治体担当者より配布いたします。

※学校(引率教諭)アンケートは令和4年度より新たに実施するもの。

(3) 報告書兼請求書の提出

・報告書兼請求書の提出は予定調書(申請)を提出した自治体が行いますが、下記の書類を自治体担当者へ提出して下さい。

— 提出書類 —

①請求書

②日程表

③領収書の写し

※請求書の宛先は北方領土隣接地域根室管内市町連絡協議会

— 提出期限 —

事業完了後、30日以内。

※提出が遅れた場合は補助を受けることが出来なくなる可能性があります。

(4) 補助金の振込み

・報告書兼請求書に不備等が無ければ、指定の振込先に概ね2週間以内にお振込みします。(概ね2週間程度)



「エリカちゃん」

北方領土問題啓発キャラクター

(問合先)

北方領土隣接地域根室管内市町連絡協議会事務局(根室市役所内)

住 所:北海道根室市常盤町2丁目27番地

電 話:0153-23-6111(内線 3362)